

## 質 問 回 答

2020年6月25日

「(案件名) 2020年度案件別外部事後評価 I -4(QCBS)」

(公示日:2020年6月10日/公示番号:20a00175)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p. 24 5. 見積書作成にかかる留意事項	「見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」を参照してください。」とありますが、このガイドラインで指定された見積書の様式には、業務従事予定者の氏名を記載する欄がありません。評価対象業務従事予定者、その他の業務従事予定者とも、見積書に氏名を記載する必要はありますか。	見積書には氏名を記載する必要はありません。
2	p. 24 5. 見積書作成にかかる留意事項 (2)	「以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。」とあり、その費目の一つとして「1)旅費」が指定されていますが、航空賃はQCBSの価格評価点に反映されない「別見積もり」として考えてよろしいでしょうか。	当該項目は正確には「1)旅費(その他:戦争特約保険料)」と記載されています。これは旅費の中で戦争特約保険料のみが別見積りという意味であり、今回は対象地域ではありません。
3	pp. 24-25 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3)	見積書に「特殊傭人費」として定額3,000千円を計上するよう指定されていますが、モザンビークにおいて想定されるポルトガル語通訳の傭上費はこの定額3,000千円に含まれますか。	含まれません。必要な場合は定額計上分とは別に見積書に含めてください。

4	p. 24 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3)	見積書に「特殊傭人費」として定額 3,000 千円、「旅費・交通費」として定額 650 千円を計上するよう指定されていますが、現地調査補助員及び通訳の日当・宿泊費はこの定額 3,000 千円または 650 千円に含まれますか。	含まれません。日当・宿泊費は定額計上分とは別に見積書に含めてください。
5	p. 25 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3)	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」では、「内国旅費」が廃止されています。現地渡航の発着空港として成田空港を利用する場合、従来認められていた内国旅費(東京駅⇄成田空港駅、税別 4,870 円)は、見積りに計上できないのでしょうか。これが計上できる場合、見積書に「旅費・交通費」として定額 650 千円を計上するよう指定されていますが、成田空港を利用する場合、発生する内国旅費(東京駅⇄成田空港駅)はこの定額 650 千円に含まれますか。	内国旅費は廃止されましたので、計上しないでください。また、定額計上の項目における「旅費・交通費」は現地において業務従事者や傭人が移動する際の経費を意味しており、業務従事者の日当宿泊は含みません。
6	p. 25 5. 見積書作成にかかる留意事項 (4)	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」に指定された見積書の様式には、「プロポーザル提出時は、消費税及び地方消費税は0円としてください。」とある一方、企画競争説明書には、「見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。」とあります。消費税及び地方消費税は見積書に計上すべきですか。	見積書の記載が誤りとなります。消費税は計上してください。

以上